

令和2年度第8回

登別市教育委員会会議録

日 時 令和2年12月24日（木）午後4時30分

場 所 登別市民会館 小会議室

第8回 教育委員会議事日程

1 日 時 令和2年12月24日（木）午後4時30分

2 場 所 登別市民会館 小会議室

3 議 案

- 報告第13号 市議会定例会提出議案に関する意見に係る臨時代理について
報告第14号 令和2年第4回登別市議会定例会一般質問について
議案第17号 登別市立図書館条例施行規則の一部改正について
議案第18号 登別市学校給食費収納条例施行規則の制定について
議案第19号 登別市立学校体育施設（屋内運動場）開放事業実施要綱の一部改正について

4. 情報提供

- (1) 令和3年度教育行政執行方針（案）概要について
(2) 登別市学校給食費収納条例の一部改正について
(3) 令和3年登別市成人祭について

5 出席者

（教育委員会4名）

| | | | |
|-----|-------|----|-------|
| 教育長 | 武田 博 | 委員 | 赤井 秀輝 |
| 委員 | 上村 正人 | 委員 | 木村 雅美 |

（事務局11名）

| | | | |
|--------------|-------|------------|-------|
| 教育部長 | 堀井 貴之 | 教育部参与 | 中島 英治 |
| 教育部次長 | 近藤 正嗣 | 総務グループ建築主幹 | 逢坂 義人 |
| 学校教育グループ総括主幹 | 笠井 康之 | 学務主幹 | 小野島 晶 |
| 社会教育グループ総括主幹 | 重山 大介 | 文化・文化財主幹 | 菅野 修広 |
| 学校給食センター長 | 山本 直人 | 図書館長 | 綿貫 亨 |
| 総務グループ主査 | 相馬 淑香 | | |

○**武田教育長**：それでは、本日の委員会は、堅田委員が欠席されておりますが、4名出席されておりますので、有効に成立していることをご報告します。

これより、令和2年度第8回教育委員会を開催します。

本日の議事は、報告2件、議案2件になります。それでは、早速議事に入りたいと思います。

報告第13号「市議会定例会提出議案に関する意見に係る臨時代理について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○**近藤教育部次長**：報告第13号は「市議会定例会提出議案に関する意見に係る臨時代理について」です。

議案書の1ページをお開きください。

本報告は、令和2年第4回登別市議会定例会の提出議案であります「令和2年度登別市一般会計補正予算（第11号）」について、登別市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、議案書の2ページのとおり臨時代理を行いましたので、その内容を報告し承認を求めます。

3ページからが「令和2年度登別市各会計補正予算書及び予算説明書 一般会計第11号」になります。

4ページをお開きください。11号補正の教育費では、社会教育費の歳出について、マイナス23万1千円の補正額となっております。これは、市立図書館において先に予算措置されておりました書籍除菌機の入札の結果、予算額を下回る金額での購入となったことから、その差額について補正するものです。

要するに、余った残金を戻すということです。また、本件は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象事業であることから、資料の7ページのとおり交付金の額も落札額に合わせてマイナス補正をするものです。

次に、戻りますが5ページをお開きください。

左側下段の表ですが、下から4行目「市民会館、鷺別公民館、総合体育館及び市営陸上競技場管理委託料」と、同じく下から2行目「岡志別の森運動公園及び川上公園（Bゾーン）管理委託料」、一番下の行「市民プール管理委託料」。これらは指定管理者への管理委託料ですが、令和3年度4月1日からの管理となることから、あらかじめ措置した予算について、年度前に執行できるよう、債務負担行為に追加するものです。

報告第13号については以上でございます。

○**武田教育長**：ただいま、報告第13号について説明がありました。ご質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○**武田教育長**：よろしいですか。それでは、報告第13号については、承認をすることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○武田教育長：それでは、報告第13号については、承認をいたします。

次に、報告第14号「令和2年第4回登別市議会定例会一般質問」についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○近藤教育部次長：議案書の9ページになります。令和2年第4回登別市議会定例会の一般質問は12名で、12月7日から4日間の日程で行われました。教育関係については主に3名からの質問がありました。

1人目は10ページ、米田議員からの質問で「本市におけるアイヌ文化の施策推進について」をテーマとした中で、「本市における文化遺産の取組について」質問がありました。

アイヌ文化の伝承については「第2次登別市文化振興基本計画」に基づき、アイヌ文化に対する市民の理解促進や、普及啓発の取組を行い、私たちの共有財産として後世へ継承していくことに努めることとしていること。

伝承活動については、今後も関係団体と連携しながら伝承活動の実施にあたってはしっかりと支援していくこと。

市民に対するアイヌ文化への理解への取組については、今後も登別アイヌ協会をはじめとする市内関係団体と相互の協力を図りながら、さまざまな事業を通じて、市民のアイヌ文化への理解が促進されるように努めていくこと等を答弁しました。

次に、2人目は佐々木議員で、教員の働き方改革についてをテーマに、「市内小中学校教員の勤務時間の現状について」「勤務時間管理の現状について」「本市の小中学校における働き方改革基本方針について」それぞれ質問がありました。

市内小中学校教員の勤務時間については、登別市立学校管理規則において、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間で38時間45分と規定し、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振りしていること。

教育委員会では、市立学校における働き方改革を進めるため「登別市立学校における働き方改革基本方針」を策定し、教職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るため必要な事項を定めるとともに、地域や各学校の実情を踏まえ、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境整備を進めていること。また、令和2年3月に基本方針の一部改定を行い、目標を「教職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間を1カ月で45時間以内、1年間で360時間以内」としたこと。

様々な形で取り組んでいるが、今年度のいわゆる時間外勤務の状況は、学校再開後の6月から、新型コロナウイルス感染症の予防対策などにより、時間外勤務が増加している傾向にあること。

勤務時間管理の現状については、教職員が出退勤時に出退勤管理専用のパソコンへ入力することで、出退勤時間を客観的に把握していること。

1年単位の変形時間制導入の考え方については、文部科学省の「休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制の導入の手引き」では、公立学校の教職員の勤務時間を、業務の繁閑（はんかん）に応じ配分することが認められる制度で、長期休業期間等において、休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用されることとされており、各自治体の判断により選択的に導入できるものとなっていることから、教職員の働き方改革を進めるため、北海道における議論を注視するとともに、他自治体の動向を踏まえ、当該制度の導入について検討していく旨を答弁しました。

次に、資料の12ページ、3人目の今野議員です。

今野議員からは「安心して子供を産み、健やかに育てるまちづくりについて」のテーマの中で、「ALT（外国語指導助手）の取組について」と「ESD（持続可能な開発のための教育）について」の質問がありました。

本市では、生きた英語に触れる機会を増やすため、ALT4名を市内小中学校全校に計画的に派遣し、小学1年生から中学3年生までの9年間で、言語や文化に対する理解と併せ、コミュニケーション能力の育成を図っており、英語に対する興味関心の高まりが見られるほか、授業で身につけた英語によるコミュニケーション能力の育成が図られているものと受け止めていること。

ALTの派遣回数は各学校週1回程度であるため、児童生徒がALTとふれ合う時間が十分でないことや、教員との授業計画や授業の改善点等に係る打ち合わせ時間が十分でないことなどを課題として捉えており、英語教育の更なる充実やALT及び当該支援コーディネーターの適正配置等、体制の強化について検討していくこと。

ESD（持続可能な開発のための教育）については、新学習指導要領の前文及び総則に「持続可能な社会の創り手の育成」が示されたことから、各教科等にも関連する内容が様々な形で取り上げられており、各学校ではその趣旨を踏まえ、児童生徒の実態や、地域性を活かした探究課題を位置づけたカリキュラムを編成するなど、課題意識をもって学べるよう、多様な学習を行っていること。

今後は、各教科等で個別に行っていた学習を、ESDを視点として総合的に再構築したり、児童生徒にとって身近な地域課題を反映したりするなど、より実践的な学習に発展させることが重要であり、教育委員会としては、ESDの理念を反映した様々な教育活動は、これからの変化が激しい社会を生きる児童生徒にとって大変有意義であるとの認識のもと、各学校のカリキュラムマネジメントの推進と併せて、新学習指導要領が求める探究型・問題解決型の「主体的・対話的で深い学び」が実現されるよう、引き続き各学校に働きかけ、取組の充実に努めていく旨を答弁しました。

一般質問の概要については以上です。

○**武田教育長**：ただ今議案第14号について、説明がありました。ご質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○**武田教育長**：それでは、議案第14号については、終了します。

次に、議案第17号「登別市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○**綿貫図書館長**：議案第17号、「登別市立図書館条例施行規則の一部改正について」であります。議案書の18ページをご覧ください。

改正理由は、令和3年3月31日をもって登別温泉ふれあいセンターが廃止されることに伴い、同施設内に設置している登別温泉配本所を閉鎖することとなることから本規則内別表および別記「様式第2号」から当該配本所を削除するほか、所要の改正を行うものであります。

改正概要は、「1」、16ページをご覧ください。

上段、図書館条例施行規則の別表（第22条関係）における登別温泉配本所の削除

「2」、16ページの下段、別記様式第2号（利用者カード発行の申請書）から温泉配本所を削除。併せて文言とレイアウトを一部修正。

併せて「3」、17ページの別記様式3号の「パスワード発行」の文言を「インターネット予約」に修正するものです。

13ページをご覧ください。

2. 施行期日についてですが、令和3年4月1日であります。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます

○**武田教育長**：ただいま、議案第17号について説明がございました。登別温泉ふれあいセンターが廃止に伴って登別温泉の図書配本所を閉鎖することになった規則の改正でございます。ご質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○**武田教育長**：それでは、議案第17号については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**武田教育長**：それでは、議案第17号については原案のとおり決しました。

次に、議案第18号「登別市学校給食費収納条例施行規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○**山本給食センター長**：議案第18号は、「登別市学校給食費収納条例施行規則の制定について」であります。

議案書の19ページから21ページになります。先の教育委員会において「学校給食費の徴収方法の変更」についてご承認いただきましたので、今般、関連する「登別市学校給食費収納条例の一部改正」を今月開催されました第4回登別市議会定例会に上程しましたところ、可決されました。改正内容につきましては、後の情報提供にて改めて説明いたします。

この度の条例改正に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めた本規則を全部改正する必要が生じたので、本規則を制定することについて、教育委員会の議決を求めらるるものであります。

議案書の23ページをご覧ください。主な内容であります。①学校給食の食数については、各小中学校長が、1週間に必要な学校給食の食数を把握し、翌々週分を一括して申し込むこととしたこと、②学校給食費は、原則10期に分割して納めていただくこととしたこと、③学校給食費の減免については、災害等により納入義務者に納入する資力がないと認められるとき、又はこれと同等の状況と認められるときとしたこととなります。

施行期日は、令和3年4月1日となりますが、令和2年度以前の学校給食費については、従前の例によることとしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○**武田教育長**：ただ今、議案第18号について説明がありました。ご質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第18号については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第18号については、原案のとおり決しました。

次に議案第19号「登別市立学校体育施設(屋内運動場)開放事業実施要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○**重山社会教育グループ総括主幹**：本日配布の議案になります。

議案の1ページです。

本件につきましては、現在、本事業を実施している市内10施設(市内8小学校、登別中学校及び緑陽中学校)に加えまして、幌別中学校が新たに本事業へ参加できる準備が整ったことから、所要の改正を行うものです。

改正の詳細につきましては、4ページの新旧対照表のとおりとなっております。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○**武田教育長**：ただ今議案第19号について、説明がありました。ご質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第19号については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第19号については原案のとおり決しました。

以上で本日の議事は全て終了しました。

その他、事務局から情報提供などありましたらお願いします。

○**武田教育長**：それでは、議案第16号については承認をいたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

その他、事務局から情報提供について説明をお願いしたいと思います。

○**中島教育部参与**：「令和3年度教育行政執行方針（案）概要について」、情報提供いたします。P1をご覧ください。左側が、今年度の重点項目と主な実施内容、右側が来年度、令和3年度の案をお示しした概要図となっています。

あくまでも概要案であり、成文化したものは次回に原案としてお示しします。前文には、「新学習指導要領の着実な実施とICTの活用」を謳おうと考えています。小学校は今年度から、中学校は令和3年度から全面実施となる学習指導要領の着実な実施が大きな目標となります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、校内通信ネットワークの整備と義務教育段階の児童生徒1人1台端末の整備を目的としたGIGAスクール構想の実現が前倒しになりました。端末は年明けの2月末まで、ネットワーク整備は年度末までに完了する予定であります。網掛けとなっている部分「情報教育」を「ICTの活用」とし、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0」時代の到来に必要な資質・能力の向上に努めていく意思表示をしていきます。

それぞれの重点項目については、地域とともにある学校づくりを引き続き前段に示し、全体としては一部入れ替えがありますが、ほぼ昨年度と同様の並びとしました。

新しい施策や重点的に実施していく施策にアンダーラインを引いてあります。

あとはご覧ください。以上です。

○**武田教育長**：ありがとうございました。次に「登別市学校給食費収納条例の一部改正について」。

○**山本給食センター長**：情報提供2は、「登別市学校給食費収納条例の一部改正について」であります。

先ほどの規則の時にも説明しましたが、先の教育委員会において「学校給食費の徴収方法の変更」についてご承認いただきましたので、今般、学校給食費の納期を変更するほか、文言等規定の整備を行うため、関連する「登別市学校給食費収納条例の一部改正」を第4回登別市議会定例会に上程し、可決されましたので情報提供します。

3ページをご覧ください。

まず、第2条の学校給食の申込ですが、条例から規則に移行し、この条項は削りました。そのため、これ以降の条項は全て繰り上がっております。

改正後の条例の第3条になりますが、学校給食費は5月から翌年2月の各月の末日までに納入するよう規定しています。

第4条については、「給食費」を「学校給食費」という正式な名称に変更しています。

条例の施行期日は、令和3年4月1日となります。以上です。

○**武田教育長**：次に「令和3年登別市成人祭について」。

○**重山社会教育グループ総括主幹**：社会教育グループからは「令和3年登別市成人祭について」情報提供いたします。

資料の4ページをお開きください。

令和3年登別市成人祭は、令和3年1月10日（日）13時から市民会館において開催いたします。

今回の対象者数は、案内ハガキ発送時点で、男性289名、女性202名、計491名となっており、概ね前回開催時と同程度の人数となっております。

今回の成人祭開催につきましては、新型コロナウイルス感染拡大をいかに防止するかとの観点から実行委員会と協議を重ね、密集リスクの軽減のため来賓人数を絞り込む観点から、委員の皆様には大変申し訳ありませんでしたが、教育委員については代表して赤井委員のみにご案内を差し上げたところです。

その他、式典の前後も含め、新北海道スタイルを遵守しながら、実施したいと考えております。以上でございます。

○**武田教育長**：その他情報提供はございませんか。

それでは、1から3まで情報提供がありました。何かご質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

無ければこれで教育委員会を終了したいと思います。

最後に1月の教育委員会の開催日について予定したいと思います。次回の開催日について事務局の方で案があればお願いします。

○**近藤教育部次長**：1月の教育委員会につきましては、1月28日木曜日16時30分から、と考えております。

また、例年であれば1月は委員会終了後に新年会を開催しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるため中止とさせていただきます。

○**武田教育長**：それでは、事務局より提案のありました1月28日木曜日で皆様のご都合はいかがでしょうか。

(「大丈夫です」との声あり)

○**武田教育長**：では、決定とさせていただきます。詳細につきましては、後日事務局よりお知らせ願います。以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。